

隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、本町にある町立小学校7校、町立中学校4校の再編に関する検討を行い、隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画（以下「計画」という。）を作成するための支援業務である。

本計画の策定に当たっては、国県の政策動向をはじめ、社会情勢や本町の抱える課題を的確に踏まえるとともに、町民の合意を形成しつつ計画の策定作業を進める必要がある。そのため、本プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）から業務提案を募集し、計画策定を効果的に支援できる事業者を選考するため必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの概要

- (1) 業務名称：隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容：別紙「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務仕様書」に定めるとおりとする
- (3) 履行期間：契約締結の翌日から令和9年3月19日までとする。【複数年度契約】
- (4) 提案上限額：契約の上限額は9,900,000円とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課 総務係
〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-2206

E-mail : kyouiku-soumu@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本町の「令和7・8年度 測量建設コンサルタント業務等競争入札有資格者」であること。
- (3) 島根県内に本社(本店)を有する者であること。
- (4) 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（7）国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（8）プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。

- ① 親会社と子会社の関係
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ③ 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- ④ 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係

（9）過去に島根県内の自治体において、学校・教育分野に関する調査または計画策定業務、若しくはまちづくりや地域づくりに関する計画等の行政計画策定の委託完了実績を有するものであること。

（10）予定技術者（管理又は担当）が過去に、官公庁発注の学校・教育分野に関する調査または計画策定業務、若しくはまちづくりや地域づくりに関する計画等の行政計画策定業務に従事した実績を有するものであること。

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- （1）提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- （2）虚偽の内容が記載されている場合
- （3）その他本実施要領に違反すると認められる場合
- （4）審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- （5）選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- （6）契約を締結するまでの間に 5 参加資格の第 2 号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、業務提案審査以降の日程については変更する場合がある。

項 目	日 程
募集開始	令和7年10月3日(金)
質問書の提出期限	参加表明書：令和7年10月17日(金)午後4時
	業務提案書：令和7年10月24日(金)午後4時
質問書に対する回答期限	参加表明書：令和7年10月21日(火)
	業務提案書：令和7年10月28日(火)
参加表明書受付期間	令和7年10月3日(金)～令和7年10月21日(火)午後4時
一次審査結果（業務提案書提出者）通知	令和7年10月23日(木)
業務提案書の提出期間	令和7年10月23日(木)～令和7年11月6日(木)午後4時
二次審査（プレゼンテーション及びビザリング）	令和7年11月上旬予定
審査結果通知	令和7年11月上旬予定

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

(URL : <https://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル実施要領
- (3) 隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル評価要領
- (4) 隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- (5) 隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル業務提案書等作成要領
- (6) 隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務仕様書
- (7) 各様式

9 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第2号）により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和7年10月17日(金)午後4時(必着)
 - 【業務提案書に関する質問】 令和7年10月24日(金)午後4時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出書式 質問書(様式第2号)
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。
- (5) 回答期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和7年10月21日(火)
 - 【業務提案書に関する質問】 令和7年10月28日(火)
- (6) 回答方法 電子メールにて回答する。

10 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年10月21日(火) 午後4時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合、配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類(各1部)
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 会社概要書(様式第3号)
 - ③ 業務実績書(様式第4号)
 - ④ 予定技術者調書(管理・担当)(様式第5号)
 - ⑤ 業務実施体制調書(様式第6号)
 - ⑥ 管理責任者、担当者の雇用を証明するものの写し
 - ⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)
- (5) 作成方法
「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。

11 一次審査【資格審査・書類審査】

提出された参加申込書類について、参加の資格及び条件を満たした者について審査を行い、業務提案書提出者を選定する。

選定結果は、令和7年10月23日(木)に、参加表明者全員に対し、電子メールにより通知する。

1.2 業務提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年11月6日(木) 午後4時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合、配達証明付書留郵便に限る。)とし、併せて電子データを一式提出すること。

(4) 提出書類

① 業務提案提出書(様式第7号)

(ア) 1部提出

② テーマ型業務提案書(様式第8号)

【テーマ1】「計画の策定に対する基本的な考え方について」

隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定にあたっての、提案事業者の基本的な考え方(業務実施方針)を記載すること。

【テーマ2】「計画の策定の進め方について」

計画を策定するための具体的な策定の進め方について提案すること。

【テーマ3】「その他独自提案について」

仕様書に示す業務内容を補完する提案、そのほか事業者が計画策定において有益と考える独自提案等について記載すること。

(ア) 6部提出(5部「企業名無し」、1部「企業名有り」)

(イ) 原則、A4サイズ、縦長片面とする。

(ウ) 様式は、様式第8号により作成してください。(3つのテーマで5枚以内)

様式が利用しにくい場合は、当該様式に準ずる形で作成しても結構です。

(エ) 使用する文字のフォント及びポイントは自由とする。

(オ) カラー可、図、絵、写真等の使用は可。

(カ) 次の提案課題を所定枚数以内で簡潔に記載すること。

① 業務工程表

(ア) 6部提出(5部「企業名無し」、1部「企業名有り」)

(イ) 様式自由。ただし、A3サイズ、横長片面で1枚以内

(ウ) 文字サイズは10.5ポイント以上

② 参考見積書

(ア) 6部提出(5部「企業名無し」、1部「企業名有り」)

(イ) 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地

方消費税を含む額とすること。

- (ウ) 企業名有りの見積書は、企業名を記名して捺印の上、あて先は隠岐の島町長とする。

1.3 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

業務提案書提出後、参加者から業務提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 開催日 令和7年11月上旬予定
- (2) 場所 隠岐の島町役場
- (3) 時間構成 発表時間 30 分程度
(プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内)
- (4) 留意事項
 - ① プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は3名以内（パソコン操作員含む）とする。
 - ② 出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
 - ③ プレゼン等は非公開とする。
 - ④ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が業務提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

1.4 審査

(1) 審査委員会

参加表明書等及び業務提案書の審査、評価及び最も優れた業務提案書の特定は、「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び業務提案書提出者が1名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

◎委員名簿

役職	団体名等
委員長	隠岐の島町 社会教育課長
委員	隠岐の島町 地域振興課長
委員	隠岐の島町 保健福祉課長
委員	隠岐の島町 都市計画課長
委員	隠岐の島町 総務学校教育課長

(2) 一次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に業務提案書の提出を求める。

(3) 二次審査（業務提案書審査、プレゼン等）

提出された業務提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

(5) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評 価 項 目	評価点	評価基準
業務実績	15 点	別表 1
業務実施体制	10 点	別表 1
業務提案書	50 点	別表 2
プレゼン等	15 点	別表 3
参考見積書の妥当性	10 点	別表 3

1 5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 6 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

1 7 その他事項

- (1) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (2) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (3) 参加表明書及び業務提案書に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。

- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 特定された業務提案書の提案内容は実際の業務仕様にそのまま採用されるものではない。